

【屋外運動施設貸出再開について】

屋外運動施設(各学校校庭は除く)は

令和2年6月1日(月)より貸出を再開いたします。

屋内運動施設につきましては引き続き、当面の間貸し出しは中止となります。

※各施設により使用条件が異なります。注意事項と合わせてご確認ください

詳しくは町民体育館(0276-63-5250)へお問い合わせください。

貸出対象施設

施設名	禁止事項
町民野球場	・会議室・更衣室等の屋内施設及び観覧席の使用 ・イベント、大会、対外試合等
いずみサッカー場	・会議室・更衣室等の屋内施設及び観覧席の使用 ・イベント、大会、対外試合等
いずみ総合公園 ゲートボール場	・イベント、大会、対外試合等
南公園 野球場・テニスコート	・イベント、大会、対外試合等
御正作公園ソフトボール場	・イベント、大会、対外試合等
スバル運動公園	・イベント、大会、対外試合等
とね運動場 サッカー場・ソフトボール場 グラウンドゴルフ場	・イベント、大会、対外試合等 ・バーベキュー

貸出会議を5月31日(日)午前10時より町民体育館で行います。

急遽の開催で申し訳ございませんが、各団体の出席をお願いいたします。(使用したい日を把握している方なら、代表者でなくても結構です)

出席は密集を避けるため、各団体1名とし、マスク着用にてお願いいたします。

通常の窓口予約は6月1日(月)からとなります。

屋外運動施設貸出再開にあたっての注意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内運動施設の使用を中止しておりましたが、下記を条件に屋外運動施設の貸出を再開することとなりました。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、注意事項を守りご利用いただきますようお願いいたします。

～利用条件～

1. 当面の間、下記の①～③のいずれかに該当する団体又は個人に限り、利用可能となります。但し、18歳以下の方（令和2年度に19歳になる方は除く）は、中学校・高校の部活動及び群馬県スポーツ少年団の活動自粛中は、利用不可となります。

- ①大泉町体育協会に加盟している団体
- ②8割以上が、町内在住者又は在勤者である団体
- ③町内在住・在勤の個人

2. イベント、大会、対外試合等の利用は禁止となります

～利用前の注意事項～

- ①健康状態が良好である（発熱、咳、鼻水、のどに痛み、味覚や臭覚の異常はない）
- ②同居する家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者がいない
- ③過去14日間以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域に行っていない
- ④用具の貸し借りはせず、自分のものを用意してください。また体育館での貸し出しも行いません
- ⑤自分専用のタオルや水分を用意して、他人と共有しないようにしてください

～利用上の注意事項～

- ① 3密の徹底回避にご協力ください
- ②各団体の代表者は、**利用者全員の健康状態を把握した名簿を提出**してください（未提出者及び虚偽の名簿提出者は今後利用できなくなります）
- ③自宅で検温したうえでご利用ください
※体調が優れないときのご利用はお控えください
- ④**十分な距離の確保**（通常2m以上、呼吸が激しいときはそれ以上の距離を保つ）
- ⑤大きな声を出さないでください
- ⑥利用時は**可能な限りマスクを着用**してください
※熱中症にならないよう、運動強度に注意してください
- ⑦接触のある練習・プレーは行わないでください
- ⑧更衣室、シャワー室等密になりやすい部屋の利用はできません
- ⑨手洗い等消毒を徹底してください
- ⑩その他利用者が必要と思われる対策をしてください

今後も、情勢によりこの制限は変わる場合がございます。

変更内容につきましては随時ホームページにてお知らせいたします。